

京都市消防職員出勤簿等に関する規程

昭和 5 9 年 1 1 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 5 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員出勤簿等に関する規程を次のように定める。

京都市消防職員出勤簿等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防職員(以下「職員」という。)の出勤簿及び休暇・休務簿の整理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(出勤簿等の備付け)

第 2 条 所属長等(京都市消防局担当局長等専決規程別表第 1 及び別表第 2 の規定により、所属職員及び補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事項を専決するものとされている者をいう。以下同じ。)は、所属の職員について、出勤簿(第 1 号様式)及び休暇・休務簿(第 2 号様式)(以下「出勤簿等」という。)を備えておかなければならない。

2 所属長等が必要と認める場合は、消防局長(以下「局長」という。)が別に定める方法をもって、前項の出勤簿等に代えることができる。

(出勤簿等の押印、記入)

第 3 条 職員は、別に定める場合を除き、出勤した後、直ちに所属長等が定める場所において、出勤簿に押印しなければならない。ただし、正規の勤務場所以外の場所において勤務する場合でこれにより難しいときは、この限りでない。

2 職員は、別に定める場合を除き、休暇又は休務等を受けようとするときは、休暇・休務簿に必要な事項を記入し、所属長等に提出しなければならない。

(整理保管者等)

第 4 条 出勤簿等の整理及び保管に当たらせるため、各所属に整理保管者を置く。

2 前項の整理保管者には、当該所属の庶務を担当する係長又は担当係長をもって充てる。

3 所属長は、出勤簿等の整理に必要な事項の報告その他整理保管者の事務を補助させるため、所属職員の中から整理担当者を指名するものとする。

(出勤簿等の提出等)

第 5 条 局長は、必要があると認めるときは、所属長に対し、出勤簿等の提出又は出勤状況の報告を求めるものとする。

(補則)

第 6 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月10日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年2月28日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年2月1日から適用する。

附 則 (平成4年4月1日京都市消防局訓令乙第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日京都市消防局訓令乙第13号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日京都市消防局訓令乙第12号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日京都市消防局訓令乙第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日京都市消防局訓令乙第28号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第17号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和４年３月３１日京都市消防局訓令乙第６号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和４年６月２０日京都市消防局訓令乙第１号）

この訓令は、令和４年７月１日から施行する。

附 則 （令和５年３月３１日京都市消防局訓令乙第６号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。